

## 島根県飲食店等事業継続特別給付金給付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、極めて厳しい環境での経営を強いられた県内飲食事業者の事業の継続を支え、かつ、雇用の維持を図ることを目的に、予算の範囲内で島根県飲食店等事業継続特別給付金（以下「給付金」という）を給付するものとし、その給付に関してはこの要綱に定めるところによる。

### (事務局の設置)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、島根県飲食店等事業継続特別給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとし、給付に必要な事務は事務局が行う。

### (給付対象店舗)

第3条 給付金の給付の対象となる店舗（以下「給付対象店舗」という。）は、次項の要件を満たす固定の実店舗（以下「実店舗」という。）又は第3項の要件を満たす移動販売による持ち帰り飲食サービスを営む露店若しくはキッチンカー等の実店舗以外の店舗（以下「露店等」という。）とする。

2 実店舗は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県内に所在すること。
- (2) 令和2年12月1日までに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業に必要な許可（飲食店営業又は喫茶店営業の許可に限る。以下「営業許可」という。）を受けていること。
- (3) 営業形態が、小売店における営業（飲食の提供以外に商品の販売を含めて行う営業で、知事が別に定めるものをいう。）又は自動販売機を使用して行う営業でないこと。
- (4) 給付金の申請日において、営業の実態（新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な休業を含む。）があり、直近の決算期（以下「直近期」という。）又は直近1年（申請日前1年間をいう。以下同じ。）の飲食の営業に係る売上高（以下「対象売上高」という。）が50万円以上あること。

3 露店等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内で露店等の営業を行っていること。
- (2) 前項第2号から第4号までに掲げる要件の全てを満たすこと。
- (3) 露店等を運営する事業者の住所地（法人の場合は、本店の所在地）が県内であること。

### (給付対象者)

第4条 給付金を受けることができる事業者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

又はその他知事がこれと同等と認める者（以下「中小企業者等」という。）であること。

(2) 給付対象店舗を運営していること。

(3) 直近期の総売上高（飲食以外の事業売上を含む。）が、その前の決算期（以下「前期」という。）又は前々の決算期（以下「前々期」という。）と比較して減少しており、かつ、次のア又はイのいずれかに該当していること。

ア 対象売上高が、直近期とその前期又は前々期とを比較して30%以上減少していること。

イ 対象売上高が、令和2年12月から令和3年3月まで（以下「第3波期間」という。）の合計と前年同期間又は前々年同期間の合計とを比較して、50%以上減少していること。

(4) 事業継続の意思があり、かつ、新型コロナウイルス感染症対策をした営業を行うこと。

2 創業間もない事業者又は合理的な理由により売上高を比較することができない事業者であって、令和2年12月1日までに営業を開始したもの（以下「創業者等」という。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、前項第3号の要件を満たしているものとみなす。

(1) 直近期の総売上高が、前期又は前々期と比較して減少していること。ただし、創業者等であって、総売上高の比較が出来ない場合は、この限りではない。

(2) 次に掲げるア又はイのいずれかに該当していること。

ア 直近期又は直近1年の対象売上高が飲食の営業を開始する以前において金融機関その他の支援機関と作成した事業計画（以下「事業計画」という。）に定める同じ期間の売上高と比較して30%以上減少していること。

イ 直近期、直近1年又は飲食の営業を開始した日から令和3年6月30日までの対象売上高が事業計画に定める同じ期間の売上高と比較して減少しており、かつ、第3波期間の対象売上高が事業計画の第3波期間の売上高と比較して50%以上減少していること。

#### （宣誓事項）

第5条 次に掲げる全てについて宣誓した事業者でなければ、給付金を給付しない。

(1) 前条に規定する要件を満たしていること。

(2) 提出する書類に虚偽がないこと。

(3) 次条の規定による不給付要件に該当しないこと。

(4) 県又は事務局の職員が行う提出書類に関する指導、調査、事情聴取、立入検査等に応じること。

(5) 不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることができない給付金を受けることをいう。以下同じ。）であると知事が認めた場合には、第17条の規定に従い給付金の返還を行うこと。

(6) 第20条の規定による公表に同意すること。

(7) この要綱及び要綱に付随する規程に従うこと。

#### （不給付要件）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては給付金を給付しない。

- (1) 既に給付金の給付を受けた者（第12条第3項の規定により再度の給付決定等を受けた者を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等である者
  - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有しているもの
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの
- (3) 島根県税を滞納している者
- (4) 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、本給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（実店舗を有する場合の給付金額の算定）

第7条 実店舗を有する給付対象者（創業者等を除く。）に対する給付金の額は、別表の左欄に掲げる1店舗当たりの売上高に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額に給付金対象店舗の数を乗じて得た額とする。ただし、1事業者当たりの給付金の額は、200万円を上限とする。

- 2 前項の1店舗当たりの売上高は、直近期と比較する前期又は前々期（以下「比較期」という。）の対象売上高を、比較期中に営業実態のある第3条第2項第2号から第4号までに掲げる要件の全てを満たす店舗（露店等を除く。）の数で除して算出した額とする。
- 3 第4条第1項第3号アに該当する場合における前項の比較期は、同号の規定により総売上高を比較した期と同じ期としなければならない。
- 4 第2項に規定する店舗数は、比較期の初日の店舗数と末日の店舗数を合計した数を2で除して得た数とする。

（露店等のみを営む場合の給付金額の算定）

第8条 露店等のみを営む給付対象者（創業者等を除く。）に対する給付金の額は、別表の左欄に掲げる1店舗当たりの売上高に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

- 2 前項の1店舗当たりの売上高は、比較期の対象売上高を、比較期中に営業許可を受けている都道府県の数（一の都道府県において複数の営業許可を受けている場合

であっても都道府県ごとに1とする。)で除して算出した額とする。

- 3 第4条第1項第3号アに該当する場合における前項の比較期については、前条第3項の規定を準用する。

(創業者等の給付金額の算定)

第9条 前2条の規定は、創業者等の給付対象者に対する給付金の額の算定について準用する。この場合において、第7条第2項中「直近期」とあるのは「直近期又は直近1年」と、「前期又は前々期(以下「比較期」という。)」とあるのは「直近期又は直近1年に該当する事業計画に定める期又は期間」と、第8条第2項中「比較期」とあるのは「直近期又は直近1年に該当する事業計画に定める期又は期間」と読み替えるものとする。

(給付の申請)

第10条 給付金の給付の申請は1事業者につき1回とし、給付の申請をしようとする事業者(以下「申請者」という。)は、島根県飲食店等事業継続特別給付金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、知事が別に定める宣誓書、許可書、証拠書類その他必要書類を添付の上、知事に申請しなければならない。

(申請の期間)

第11条 給付金の給付の申請期間は、事務局が給付金の受付を開始した日から令和3年10月31日までとする。

(給付の決定)

第12条 知事は、第10条の規定により給付金の給付の申請があったときは、申請書その他当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査その他の調査を行うことにより、給付金を給付すべきと認めたときは、給付金の給付を決定し、申請者に通知する。

- 2 知事は、適正な給付を行うために必要があると認めるときは、給付金の給付の申請に係る事項を補正の上、給付金の給付の決定をすることができる。
- 3 知事は、給付の決定をした後に申請者の責によらない事由により決定内容を変更する必要があるときは、当該決定を取り消し、再度の決定をし、又は当該決定内容の変更(以下「再度の給付決定等」という。)をすることができる。
- 4 知事は、前3項の規定により給付金の給付を決定し、変更し、又は再度の給付決定等をする場合において、給付金の給付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(給付金の給付)

第13条 知事は、前条の規定による給付の決定後、申請者に対し給付金を速やかに給付するものとする。

- 2 知事は、前条第3項の規定により再度の給付決定等を行った場合において、再度の給付決定等を行った額が既に支払った給付金の額を上回る場合にあってはその

差額を給付することができるものとし、下回る場合にあってはその差額について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 14 条 給付金の給付を受けた者（以下「給付金受給者」という。）は、給付金の給付後においても申請書に添付した書類の原本その他の関係書類を給付金の給付を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保管し、当該期間内において知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(申請の取下げ)

第 15 条 申請者は、給付の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

(決定の取消し)

第 16 条 知事は、給付金受給者（法人にあっては、その役員を含む。）が第 6 条の規定による給付金の不給付要件に該当することが判明したとき又は給付金の給付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第 17 条 知事は、前条の規定により給付金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が給付されているときは、期限を定めて、当該給付金の返還を命ずるものとする。

(返還加算金)

第 18 条 給付金受給者は、前条の規定により給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられるものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、給付金受給者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第 19 条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、給付金受給者に対して報告をさせ、県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があ

ったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第20条 知事は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、給付金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第21条 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

給付金の1店舗当たりの基準額

1店舗あたりの売上高	基準額（定額）
1,500万円未満	50万円
1,500万円以上2,000万円未満	65万円
2,000万円以上2,500万円未満	80万円
2,500万円以上3,000万円未満	90万円
3,000万円以上3,500万円未満	100万円
3,500万円以上4,000万円未満	110万円
4,000万円以上	120万円